

移設とは？

現在、FM告知端末が設置されている住宅等のリフォーム・新築・解体等に伴い取り外し・再設置が必要な場合は条例に基づき個人負担金が発生します。

なぜ、個人負担が発生するのか？

基本的に南部町民であれば初期の導入は町において設置負担することとなっております。

初期導入以後の移設経費については南部町行政情報告知施設条例 第12条（利用者設備の移転）により個人負担をしていただく事となっております。

ただし、町は公共放送の観点から移設費用の一部を設置推進費として運用の中で移設費用から控除し移設申請者の負担軽減を図るものとし一世帯当たり3万円を限度とした費用負担をしております。

（例：工事費5万円かかった場合、町で3万円負担、個人で2万円負担となります。）

撤去（脱退）とは？

現在、FM告知端末が設置されている住宅において都合により「空家になる」、「解体してしまう」等の理由で、利用の必要がなくなったときは脱退する事ができます。その際は町に連絡をいただき撤去に伺います。（FM告知端末・V-ONUは貸与となっているため）

※FM告知端末・V-ONUの破損・紛失等については弁償となりますのでご注意ください。（FM告知端末約3万円、V-ONU約5万円となります。）

お問合せ 総務課 ☎66-3401(直通)

Q1 住基カードを作るときに何が必要ですか？

A1 免許証等本人確認ができる書類。印鑑。交付手数料500円。
写真付きのカードを作るときには写真(窓口でデジカメの無料撮影もあります)

Q2 母親が住基カードを作りたいと言っています。 免許証等写真付きの公的な身分証明書を持っていませんが作ることはできますか？

A2 作ることができます。健康保険証や年金証書等をお持ちください。
本人が来られない場合には、代理の方に窓口に来ていただき通知書兼照会書を現住所へ郵送してからの手続きとなります。

Q3 氏名が変わった場合や町内で転居した時はどうすればいいですか？

A3 住基カードを持参して変更申請の手続きをお願いします。
カードの裏面に変更内容を記載して公印を押します。

Q4 転出する場合はどうすればいいですか？

A4 転出届を郵送等で住所地へ提出してください。
転入先市区町村役場へ住基カードを持参して転入届をしてください。
(手続きの際にカードの暗証番号が必要になります。)

お問合せ 住民課 ☎66-3405(直通)

後期高齢者医療被保険者証が更新されます

後期高齢者医療被保険者に対し、有効期限が平成27年7月31日の、新しい「後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。

◇「被保険者証」の交付について

7月下旬 簡易書留で郵送されます。

※新しい被保険者証は届いた日よりお使いになれます。8月1日以降現在の被保険者証は使用できなくなります。

※古い被保険者証は、ハサミ等で細かく裁断するなどして、廃棄していただきますようお願いいたします。

◇「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

被保険者世帯で、世帯員全員が住民税非課税の場合、申請により認定を受けることができます。

※入院時、医療機関に提示することにより、窓口負担が自己負担限度額までとなり、食事代も軽減されます。

※高額な外来診療を受けた時も同様に、自己負担限度額までの負担となります。

お問合せ 住民課国保年金係 ☎66-3405 (直通)

ひとり親家庭医療費 助成事業について

ひとり親家庭の親と児童が病気やけがで通院・入院した場合に、本人の負担した費用(保険適用分)を助成します。
※入院時食事療養費については15歳に達する日以後の最初の3月31日まで

助成対象者

南部町内に住むひとり親家庭の父または母及び児童、父母のいない児童等(児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にこのま

助成条件

◎ひとり親家庭の申請者が所得税非課税であること(非課税には、年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の上乗せ部分の廃止がないとみなして計算した場合に税額がゼロとなる場合を含む)

◎同居している扶養義務者がいる場合(住民票上の世帯とは関係なく、同所同地番に3親等内の直系血族兄弟姉妹がいる場合)は、その扶養義務者の所得額が定められた所得制限額以下であること
※児童扶養手当制度に準じた所得制限があります。

ただし、次の場合には助成対象となりません。
・生活保護を受けている者
・里親に委託されている者
・児童福祉施設等に入所している者
・重度心身障害者医療費助成制度を受けている者

児童扶養手当について

「児童扶養手当」とは、次のいずれかに該当する児童について、父又は母がその児童を監護し、かつ、生計を同じにしている場合に支給されます。

◎父又は母が死亡した児童
◎父又は母が一定の障害の状態にある児童
◎父又は母が一定の障害の状態にある児童

◎父又は母が裁判所からDV防止法第10条第1項による保護命令を受けた児童

◎未婚の母の子等

(児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にいる者)
※児童が一定の障害を有する場合は20歳未満の者)

手当額(月額)

児童1人の場合
全部支給：41,020円
一部支給：41,010円

児童2人以上の加算額 9,680円

2人目：5,000円

3人目以降

1人につき：3,000円

支払方法

4月、8月、12月の年3回、受給者の指定した金融機関の口座に振り込まれます。

★児童扶養手当現況届について

毎年8月は「現況届」の提出月です。これは、引き続き受給する資格の有無及び手当額を審査・決定する大事な手続きとなります。対象者へは書類を郵送致します。

※児童扶養手当には所得制限等があり、個々のご家庭が支給要件に該当するかについて詳しくは、役場子育て支援課にご相談ください。

お問合せ 子育て支援課 ☎64-4830 (直通)